

## 令和2年度高知県保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年度高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 保育所・幼稚園耐震診断事業(以下「補助事業」という。)は、市町村(高知市を除く)、民間保育所(高知市に設置された保育所を除く)及び民間幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が設置した保育所及び幼稚園の園舎等の施設の耐震化を推進するため、耐震診断を実施する設置者に対して、予算の範囲内で補助する。

### (補助対象範囲等)

第3条 補助事業の補助対象範囲、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

### (申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式とし、これに次に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 別表2に掲げる書面

2 前項の場合において、民間保育所設置者は、当該市町村を經由して申請するものとし、市町村長はこれを審査のうえ、進達しなければならない。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付目的を達成するために、設置者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容及び経費の配分等の変更をしようとする場合は、事前に別記第4号様式による事業内容変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、各1通を提出して教育長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
  - ア 変更事業計画書(別記第2号様式)
  - イ 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第5号様式による事業中止(廃止)承認申請書を提出して、教育長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の収入、収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。

- (5) この補助金の額が確定し、支払いが完了した後において、この補助金の補助対象経費の一部若しくは全部が他の補助事業の対象となり、その補助金が交付された場合は、別記第6号様式により教育長に報告し、すでに確定し支払ったこの補助金について、他の補助事業で受けた補助額相当額を、この補助金の額を限度として、教育長の指示により速やかに県に返還しなければならない。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 間接補助事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税仕入控除税額等の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 市町村が設置した保育所の耐震診断結果については、設置者が発行する広報誌等により公表しなければならない。
- (9) 市町村以外の者が事業を行う場合は、県税の滞納が無いことを証する書面を提出すること。

#### (交付決定)

第6条 教育長は、第4条による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該設置者に通知する。ただし、当該申請をしたものが別表3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### (実績報告書)

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第7号様式とし、これに次に掲げる書類を添えて、各1通を補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の翌年度の4月5日までのいずれか早い時期までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記第2号様式)
- (2) 収支決算書(別記第8号様式)
- (3) 別表2に掲げる書面

- 2 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第9号様式により速やかに教育長に報告しなければならない。この場合において、教育長は、当該報告を受けて、当該金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 教育長は、補助事業者が別表3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第9条 規則第14条の規定による補助金の交付は、交付すべき額を確定した後に行う。

(報告等)

第10条 教育長は、必要があると認めるときは、設置者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行なうことができる。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は設置者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第7条第3項、第8条、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表1（第3条関係）

設置者	補助対象範囲	補助限度額	補助率
市町村	<p>昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された建物であって、市町村の策定した耐震化計画に基づき、国土交通省所管の「住宅・建築物安全ストック形成事業」による国庫補助金の交付を受けて耐震診断を実施する建物とする。</p> <p>ただし、統廃合により園舎等として使用しなくなることが予定されている建物及び本事業による耐震診断の結果にかかわらず改築または、地震補強工事を行なう予定のある建物を除く。</p>	<p>(1) 建物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。</p> <p>ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は 3,670円/㎡以内</p> <p>イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は 1,570円/㎡以内</p> <p>ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は 1,050円/㎡以内</p> <p>(2) 建物の擁壁の耐震診断に要する費用 31,500円/件以内</p>	1 / 3 以内
民間保育所設置者 民間幼稚園設置者	<p>昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された建物とする。</p> <p>ただし、統廃合により園舎等として使用しなくなることが予定されている建物及び本事業による耐震診断の結果にかかわらず改築または、地震補強工事を行なう予定のある建物を除く。</p>	<p>(1) 建物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。</p> <p>ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は 3,670円/㎡以内</p> <p>イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は 1,570円/㎡以内</p> <p>ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は 1,050円/㎡以内</p> <p>(2) 建物の擁壁の耐震診断に要する費用 31,500円/件以内</p>	2 / 3 以内

別表2（第4条、第7条関係）

設置者	交付申請時	実績報告時
市町村	ア 配置図（補助事業対象の棟ごとに赤線等で囲み、延べ床面積を明記のこと。） イ 平面図 ウ 管内保育所の耐震化計画に関する書面	ア 耐震診断報告書 イ 耐震診断評定書（評定手数料を対象経費とする場合） ウ 契約書 エ 耐震診断結果公表についての広報案 オ その他教育長が必要と認める書類
民間保育所設置者 民間幼稚園設置者	ア 配置図（補助事業対象の棟ごとに赤線等で囲み、延べ床面積を明記のこと。） イ 平面図 ウ 県税の滞納が無いことを証する書面	ア 耐震診断報告書 イ 耐震診断評定書（評定手数料を対象経費とする場合） ウ 契約書 エ その他教育長が必要と認める書類

別表3（第5条、第6条、第8条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。